

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、客室清掃等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、清掃作業中に右肩をドアにぶつけて負傷したという（以下「本件災害」という。）。請求人は、同年〇月〇日、C病院に受診し、「右肩腱板断裂」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められる

か否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、本件傷病が業務上の事由によるものであると主張するので、検討する。

本件傷病について、D医師は、「事故（受傷）が原因と考えます。」と述べているが、当審査会において、一件記録を精査したところ、E医師は、請求人には右肩腱板の変性断裂が認められるものの、腱板の変性はかなり以前から存在していたと考えられるとの所見を述べており、F医師は、「平成〇年〇月〇日のMRI画像を拝見すると、腱板の不全損傷（完全断裂ではなく）が確認される。不全損傷は一般的に1回の外傷ではなく、加齢又は繰り返されるストレスによって生じるとされている。」と述べ、ともに本件災害と本件傷病との因果関係を否定している。さらに、E医師及びF医師が指摘するとおり、外傷による腱板断裂であれば、強い疼痛を伴うことが通常であり、請求人が受傷から数日以内に医療機関を受診していないことは不自然であることを踏まえれば、本件傷病と業務との因果関係を認めることは困難であると当審査会は判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。